

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業 者 名	住 所
①	鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1－3－1
②	協拓建設株式会社	香川県高松市松縄町 4 9－2

2. 指名停止措置期間

①②ともに 令和 6 年 7 月 2 5 日 から 令和 6 年 8 月 7 日 まで（2 週間）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

令和 6 年 5 月 9 日、鹿島建設(株)が元請として受注した四国地方整備局発注の「令和 5－7 年度 山鳥坂ダム仮排水トンネル工事」におけるトンネル掘削面の吹付け作業時において、安全管理措置の不適切により、掘削面を支える鋼製支保及び吹付けコンクリートの一部の剥落を受け、下請事業者である協拓建設(株)の作業員 2 名が負傷する事故が発生した。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第 1 第 7 号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1 第 7 号に該当し、措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第 1 条の規定に該当する。

指名停止措置要領別表第 1

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート 3－3 3 TEL 0 8 7－8 5 1－8 0 6 1（代）

（定時以降は 0 8 7－8 1 1－8 3 0 3）

総務部契約課長 山本 隆（内線 2 5 1 1）

総務部経理調達課長 岡本 隆章（内線 6 3 1 1）

○総務部契約課建設専門官 森崎 貴司（内線 2 5 1 2）